

# 井上むつ子 活動報告

<http://www.inouemutsuko.net>

〒192-0904 八王子市子安町4-28-11-201 TEL&FAX 042-626-6435 e-mail: info@inouemutsuko.net

平和と福祉のまち  
共につくろう  
共に生き



お元気に2007年をお迎えでしょうか。

日頃のご支援に感謝いたします。

本年も、「だれもが共に学び安心して働き暮らせるまち」をめざして、全力を尽くします。

昨年は、介護保険や医療制度の改定、障害者自立支援法の実施と、国の社会保障費を毎年2200億円削減するための理念なき制度改悪が続きました。加えて住民税や所得税の増税によって、高齢者勤労者の家計は大きな打撃を受けています。

景気が回復し企業は利益を得ているにもかかわらず、生活保護受給者やフリーター・アルバイトなど非正規での働き方が増える一方で、市民の暮らしは一向に良くなりません。少数の富める者との格差が拡大しているのです。

教育基本法が改悪され、愛国心が盛り込まれました。防衛庁が防衛省になり、憲法9条を変えるための国民投票法も国会で継続審議となっています。「憲法を変えて戦争のできる国へ」と、時代が加速している危機感を強く感じます。

市議会ではこの4年間、市民の目線で、困難を抱える人々の立場で福祉や教育、平和、環境問題に取り組んできました。だれもが必要なサービスを受けられること、若者や障がい者の雇用の確保など多くの政策提案をしてきました。その基本は、憲法の理念である人権の尊重や平和を、行政の中に実現させることでした。時には、市長サイドと厳しい論議になりますが、この姿勢をこれからも貫きたいと思います。

本年もよろしくお願ひいたします。

2007年1月

井上むつ子

# 八王子城跡・御主殿の滲涸れ問題を追求

## ——市長は圏央道トンネル工事が原因と明言——

国史跡八王子城跡の御主殿の滲涸れが、'05年12月から'06年11月までに12回も起きています。自然保護団体は、滲涸れに圏央道のトンネル工事が原因だと指摘してきました。相武国道事務所は「少雨のため」とトンネル工事との関係を否定していましたが、現在は「不明」との見解に徐々に変わっています。自然保護団体の皆さんとトンネル工事の観察や水位などのデータを分析して、滲涸れ問題を6・9・12月の議会で追及しました。

5月29日、限界展人衆議院議員とのトンネル内の視察では、コンクリートの縫目間に張られたビニールシートの下から水漏れを発見しました。また、吹き付けられたコンクリートからセメントミルクが噴出しているのも確認しました。これは、止水が完全ではないことの証です。



この事実を6月の議会で取り上げ、八王子城跡を管理する教育長は「トンネルの打幅掘削工事を中止しても、止水構造の早期完成を求める」と答弁し、相武国道事務所長宛に①滲涸れ原因の特定、②止水構造の早期完成、③施行完了後も水が復する場合の水環境を復すために必要な対策を講ずること、の3点を求める「国史跡八王子城跡に関する水環境の保全に関する依頼文」を提出するに至りました。

9月の議会で、教育長は「相武国道事務所の報告は、市教委の依頼に十分対応したものではない」と従来の内容を繰り返す相武国道の対応を批判し、市長は「トンネル工事が原因で滲涸れが起きていることは明確」と断言しました。12月の議会でも、国十空道省の原因究明は依然として不十分との市教委の見解が示されました。

八王子城跡の山全体が乾燥し、滲涸れの岩が崩れ落ちる危険な状況にあります。まず、御主殿の滲

は「御主殿の滲」で、昨年からだだびに滲れが起きるようになっただけで、水枯れが起きた月、相武国道事務所が昨年12月に「小田急線が原因で」といふうては、市教委の依頼をしており、と述べた。

## 第4回 定例議会

11月30日  
～12月15日

一般質問では、墓地開発の規制強化、教育行政、圏央道トンネル工事について質問しました。

### 墓地開発の規制強化を—— 許可は近隣住民の合意を前提に

市は「墓地造成の基準」について明文化し、新規の開発は認めないと、墓地開発の抑制に取り組んできました。墓地を開拓できるのは市内の宗教法人ですが、寺の所在地から遠く離れた緑地や、住宅地に隣接する地域の開発は、自然や生活環境への影響が大きいと下柚木、犬目町、大船町で問題となっています。

'07年4月から、八王子保健所が都から市へ移管されます。墓地の経営許可も市の仕事となり、都市計画と一緒に取り組みが可能となります。

墓地について、近隣の住民との合意を前提とし、宗教法人の隣接地のみの開拓に限定することや開拓面積の縮小、再開拓までの期間の延長、名義貸しなどの不正を防ぐために墓地経営者の適格性の審査の強化などを求めました。

市は、「墓地等の許可条例は'07年第1回定例会で提案する。住民との協議・合意については、法律との整合性を図り市民の立場にたった条例を制定したい。基準は見直しが必要であり、条例に盛り込むことも含めて検討中」との答弁でした。

墓地の許可是近隣住民の合意を前提とすることは、市民のまちづくりへの参加と、トラブルを回避することになります。引き続き市民の声が反映した条例や基準となるよう働きかけていきます。

### 学力テストによって拡がる 学校格差

議会では、いじめや自殺について市教委への質問が集中しました。子どもたちの苦しみは、教育行政の大きな転換も影響していると思われます。

学校選択制が導入されて3年。子どもたちが集中す

活させるため、引き続き相武国道に原因を明らかにさせ、対応策をとるよう強く求めました。

裏高尾地区で23年も反対運動が続いている國央道工事は、いよいよ高尾山に迫っています。八王子城跡と同様の工法で高尾山トンネルを掘ることは、高尾山の水環境に重大な影響を及ぼします。排水や琵琶湖は涸れ、1300種類の植物にも影響が出ることは必須です。高尾山にトンネルを掘ることは許されません。

田舎町の八王子城跡  
にいる水が枯れ、自然  
保護区を形成する下  
の馬鹿野一帯は必ず、市  
議会で決議して切

八王子城跡  
滝 枝 れ

## 「國央道工事が原因」

市長が市議会答弁で言及

2003.9.5  
読売新聞

る大規模校がある反面、軒並み続く小規模校は統廃合の検討対象にもなっています。

来年度から全国学力テストが実施され、八王子市も参加するとしています。中山元文科大臣が「学力テストで競い合う教育を」と発言したように、結果の公表によって競争や序列化が進むことが懸念されます。テストの結果で学校を選択するようになれば、学校格差が拡かり、子どもたちの心にやさしさより優越感や劣等感が生まれることになりかねません。

教育の規制緩和によって、07年度から市教委は「特色ある学校」として小中一貫実施校や地域運営学校の試行を行います。「特色ある学校」がエリート校となり他校との格差が生じる心配があります。

子どもたちが「自分で考え判断する力=真の学力を育てるためには、30人学級などの小人数学級や教員の増員など、制度変更より教育条件の充実が優先されるべきです。地域の中で子どもたちが育つことは、異なった環境で育つ子どもが、お互いを認め理解し合うことです。そのための条件を予算を確保して教育行政は追求すべきですが、現在の方針は予算をかけないで競争

によって成果を出そうという逆方向になっています。

来年度から国・都・市の3つの学力テストを子どもたちは受けなければなりません。子どもたちの負担をなくし、競争を縮らるためにテストの中止を求めました。

## 地域運営学校は 当事者参加の協議会構成で

教育委員会は、宮上中・6中・東横川小をモデル校として地域運営学校を実施する計画です。地域運営学校とは、保護者・地域住民などで構成される学校運営協議会が、校長の運営方針の承認や教職員の任命についても意見を述べ尊重されるもので、協議会が強い権限を持ちます。

公立学校は地域コミュニティの核であり、保護者や地域住民が学校運営に参加することは、「開かれた学校」の試みとして歓迎すべきことです。しかしイギリスなど欧米の学校理事会制度と異なるのは、子どもと教職員の参加が明確にされていないことです。子どもは学校の主人公であり、教員は日々子どもたちと接する教育の専門家です。また、保護者や地域住民の選出も広く意見を反映できるよう公募制を採用することが必要です。

学校運営協議会が強い権限を持つがゆえに、子ども・保護者・住民・教職員の構成バランスがとれてこそ公平で公正な運営ができます。「子どもの参加については、協議会で意見を言う機会をつくる。教員については、学長の管轄下にあり校長が参加するので協議会委員としては適当でない。選出方法は推せんや公募制を採用する。」との市教委の見解でした。

はじめや学級崩壊など多くの問題を解決するには、教職員の一體となった取り組みが必要ですが、運営方針の議論や決定に参加できず校長からの指示のみでは、お互いの力を發揮できません。他の地域では教職員が参加している例もあります。各々の考えが尊重され、偏りのない運営がされているかなど、モデル校の実施状況をしっかりと見守りたいと思います。

- 路上喫煙の防止条例ができ、JR八王子駅北口周辺に喫煙禁止区域が設けられ、違反した場合2万円の料金が課せられます。
- 介護保険改定によって、介護ベッドを利用できなくなったり人がベッドを購入する場合、5万円を上限に購入費の補助金が出ます。対象者には市からお知らせがあります。



# 高雄市を訪問

2006.10.30~11.2

## 友好交流協定の調印—活発な市民外交を

市制90周年を記念して、八王子市はアジアの3都市【泰安市(中国)、始興市(韓国)、高雄市(台湾)】との友好交流協定に調印しました。

高雄市との調印式に出席するため、高雄市を市議会から訪問しました。

高雄市は、台湾南部の経済・交通・文化の中心都市です。人口約150万人、世界第6位のコンテナ取扱量を誇る高雄港があり、地下鉄や新幹線、スタジアムの建設など開発が続く活気あふれた街でした。

11月1日、高雄市政府のロビーで調印式が行われました。これから、市民レベルでの文化や教育・経済面での多様な交流が活発に行われ、お互いを理解し合い信頼関係が築かれていくことを期待します。

## 高雄市議会—議会に女性・原住民保障枠

高雄市政府と高雄市議会は離れた場所にあります。議会のスタッフは63名、行政をチェックし議決機関としての体制が整っていると感じました。

市議会議員は44名、5つの選挙区に分かれ選挙区の人口によって定数が配分されています。その中で、選挙区の当選者数が4名以上の場合は必ず1人の女性議員を含まなければならないという女性保障枠が決められています。この保障枠というのは、得票数が

男性より少なくても女性候補の上位の者が議席を占めることになります。11月現在、女性議員は13名で25%を超えており、女性たちは保障枠を使わなくても自力で当選しているそうです。この制度に男性は反対しないのかと質問すると、当然のこととして受け止めていたので反対はないということでした。また、原住民の人たちは自分たちの代表を1名選出する保障枠があります。

保障枠(クオータ)制は各国が採用していますが、日本では制度化されていません。女性議会がまだある日本の議会にこの制度が導入されたら、女性の政治参加は大きく進むでしょう。

議場は、孫文の肖像が掲げられ、議長席の後ろには書類の山でした。説明ボードもあり、かなり自然した議論が展開されるようです。

高雄市議会のシステムから学ぶことは多くあります。



## 毎月、憲法についての学習会とピースウォークを行っています。どうぞ、ご参加下さい。

### ●憲法連続学習会 第13回 憲法の地方自治原則と自治基本条例

講師 河上 暁弘さん(中央大学人文学部准教授)

日時: 1月21日(日) 午後6時

参加費: 500円

場所: 八王子市クリエイトホール第7学習室 主催: Please No War市民の会

第14回 憲法政策としての平和(1) 「國」を守るとは? (2月予定)

第15回 憲法政策としての平和(2) 世界平和構想 (3月予定)

\* 日時等はお問い合わせ下さい。

### ●ピースウォーク (毎月第2土曜日です)

1月13日(土) / 2月10日(土) / 3月10日(土) 午後3時 船橋公園(京王八王子駅2分)

福島さんと一緒に政策ポスターができました。  
貼っていただけるとうれしいです。ご連絡下さい。

